

# 地方独立行政法人長野市民病院定款

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 組織及び業務
  - 第1節 役員及び職員（第7条—第11条）
  - 第2節 理事会（第12条—第15条）
  - 第3節 業務の範囲及びその執行（第16条—第18条）
- 第3章 資本金等（第19条—第21条）
- 第4章 雑則（第22条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関との機能分担及び連携を行うことにより、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

### （名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）と称する。

### （設立団体）

第3条 法人の設立団体は、長野市とする。

### （事務所の所在地）

第4条 法人の事務所は、長野市大字富竹1333番地1に置く。

### （法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

### （公告の方法）

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場への掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

## 第2章 組織及び業務

### 第1節 役員及び職員

#### （役員の数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

#### （役員の職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業

務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、地方独立行政法人長野市民病院の業務運営、財務及び会計等に関する規則（平成28年長野市規則第20号。以下「規則」という。）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、法人が次に掲げる書類を市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他規則で定める書類

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は長野市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員の内命)

第10条 理事長及び副理事長の内命は任命の日から当該任命の日を含む法第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間の末日までとし、理事の内命は2年とする。ただし、補欠の理事長、副理事長及び理事の内命は、前任者の残任期間とする。

2 監事の内命は、理事長の内命（補欠の理事長の内命を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の内命の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の監事の内命は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(職員に関する事項)

第11条 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上又は監事からの会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(運営)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。  
(議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

### 第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 長野市民病院

所在地 長野市大字富竹1333番地 1

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

### 第3章 資本金等

(資本金)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により、長野市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

- 2 長野市が追加で出資を行った場合、法人は、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 3 法人は、法第42条の2第1項又は第2項の規定により長野市への納付を行った場合、同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

(土地及び建物)

第20条 法人が保有する資産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第21条 法人が解散した場合において、法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該財産は、長野市に帰属する。

#### 第4章 雑則

(規程への委任)

第22条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則 (平成28年3月25日長野県指令27市町村第840号)  
この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則 (平成29年1月10日長野県指令29市町村第675号)  
この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月9日長野県指令30市町村第260号)  
この定款は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月10日長野県指令5市町村第358号)  
この定款は、令和5年7月10日から施行する。

附 則 (令和6年1月15日長野県指令5市町村第855号)  
この定款は、令和6年4月1日から施行する。

#### 別表 (第20条関係)

##### 1 土地

所在地	面積 (平方メートル)
長野市大字富竹字宮田1333番1	21,870.92
長野市大字富竹字堰下1570番1	17,706.69
長野市大字富竹字虎御前1309番6	16,877.56
長野市大字柳原字下田原2173番4	386.87
長野市大字柳原字一丁田2281番8	282.63
長野市大字柳原字一丁田2281番10	324.45

##### 2 建物

施設名称	所在地	延べ床面積 (平方メートル)
病院	長野市大字富竹字宮田1333番地1 長野市大字富竹字虎御前1309番地6	37,325.39
物置	長野市大字富竹字宮田1333番地1 長野市大字富竹字虎御前1309番地6	85.53

事務所	長野市大字富竹字宮田1333番地 1	257.63
体育館	長野市大字富竹字堰下1570番地 1	699.62
職員宿舎・託児所	長野市大字富竹字堰下1570番地 1	1,167.91
職員宿舎	長野市大字柳原字下田原2173番地 4	202.50
職員宿舎	長野市大字柳原字一丁田2281番地 8	215.34
職員宿舎	長野市大字柳原字一丁田2281番地 10	130.83